

## 総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月22日(木曜日)  
午前9時30分～午前10時17分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和委員長 坪井康男副委員長  
山中佳子委員 高木法生委員  
岡山隆委員 村田弘司委員  
山下安憲委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員  
竹岡昌治議長
- 6 出席した事務局職員  
岡崎基代 議会事務局長 石田淳司 議会事務局議事調査班長  
阿武泰貴 議会事務局庶務班長
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
志賀雅彦 副市長 佐々木昭治 総務企画部長  
松永潤 消防長 古屋敦子 総務企画部次長  
坪井明信 消防本部次長 早田忍 美東総合支所長  
福田泰嗣 秋芳総合支所長 斉藤正憲 税務課長  
中島紀子 地域振興課長 泉雅文 消防本部総務課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案7件について審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告事項などございましたらお願いいたします。議長。

○議長（竹岡昌治君） 2件ほどあるんですが、1件は皆さん方も新聞紙上で御存じだと思います。各市が介護保険料の賦課について、それぞれ新聞に出ておると思います。

美祢市も精査したところ、実は過大徴収が4件、それから過大還付というのが5件出てきました。

これ実は、賦課基準が法令や条例で定めてなかったんで、国の見解をお聞きして、それで各市がああいう状態が起きてきたわけでありまして、通常の場合、みんな5月10日という——いや普通徴収と、それから特別徴収がありますよね、年金から取るというのが。一緒の日であったはずなのに、それが誤認があったと。いわゆる7月31日ということだったんですが、国に問い合わせたら5月10日だとかこういう見解が出てきましたんで、各市が慌ててそういうのを精査をして発見されてきてると、美祢市も、残念ながらありました。

したがって、実は昨日急遽、全員協議会を開こうと思ったら私のほうがガタガタしてまして、皆さん方にお知らせすることができませんでした。詳しくは27日の特別委員会終了後、全員協議会を開いて、執行部のほうから、その辺の詳しいことは説明をいただこうと思っておりますが、取りあえず、皆さん方にお知らせをしておきたいと思っております。

それからもう1点は、本日から始まる議会報告会でございますが、委員会主催で2か所やることになっております。どうぞ今日は、堀越地区ということですので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） それでは、審査を始めます。

最初に、議案第49号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋総務企画部次

長。

○総務企画部次長（古屋敦子君） それでは、議案第49号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について御説明します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この法律は、一般的にはマイナンバー法と言われておりますけれども、マイナンバー法の第9条第2項において、地方自治体は、独自に社会保障や税に関する事務として条例で定めることにより、法定事務以外も個人番号を独自利用する事務——独自利用事務として、利用することが定められております。

令和3年6月に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、今年度中に、生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が導入されることに伴い、特定個人情報の独自利用を行う事務として、本市の条例で定める必要が生じたために改正を行うものです。

生活保護法に基づく事務については、マイナンバー法に規定がされておりますが、外国人の保護については、生活保護法に準じる事務となっており、マイナンバー法の適用対象外となっております。

このため、外国人の個人番号を利用するためには、市の条例で定める必要がありますので、新たに追加して規定をするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第49号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に、議案第50号美祢市税条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤正憲君） ただいま配信したものを御覧ください。議案第50号は、美祢市税条例の一部改正についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、これらに関連する政令及び省令がそれぞれ公布されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、軽自動車税については、地方税法施行令の改正に伴い条例の改正をするものです。

これは、令和5年7月1日から施行するものであります。

次に、個人市民税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等の整備により、また、軽自動車税については、環境性能割について、地方税法の改正により条例を改正するものです。

これは、令和6年1月1日から施行するものであります。

最後に、個人市民税の給与所得者の扶養親族等申告について、地方税法改正に併せて条例の改正をするものです。

これは、令和7年7月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第50号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第51号美祢市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

齊藤税務課長。

○**税務課長（齊藤正憲君）** 議案第51号は、美祢市地域経済牽引事業のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、地域経済牽引事業の促進区域内において、特定事業用機械等を取得した場合の特別償却等について、適用期限を令和7年3月31日まで延長するものでございます。

以上で説明を終わります。

○**委員長（猶野智和君）** 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（猶野智和君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（猶野智和君）** 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第51号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（猶野智和君）** 全員異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号美祢市自家用有償旅客運送条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中島地域振興課長。

○**地域振興課長（中島紀子君）** それでは、議案第52号美祢市自家用有償旅客運送条例の制定について御説明いたします。

現在、運行しているあんもないと号の於福路線の上宗済線、伊佐路線の堀越・根越線の2路線が運行事業者である船木鉄道から運転士不足により、運行の継続が困難との意向が示されましたことから、その代替交通手段として、本年10月から市が運営主体となり、道路運送法第79条の規定による国土交通大臣の登録を受けて、自

家用有償旅客運送により運行を継続します。このことから、利用者の使用料等を定める本条例を制定するものでございます。

なお、施行日は、運転開始日に合わせ、本年10月1日としております。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 本事案の美祢市家用有償旅客運送の条例説明がありましたけれども、一般質問等でも、関連して質問をしてきました。

それで、まずちょっとよく分からないのは、ここの受託、有償旅客運送、これの車両、車種、これについては、実際どのような車、運送として確保していくかどうか、この辺のことがまだちょっと明確になっておりませんでしたので、この辺の説明をもう少し分かりやすく説明していただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 中島地域振興課長。

○地域振興課長（中島紀子君） 岡山委員の御質問に御回答いたします。

車両については、10人乗りの車両を2台購入することとしております。

現在、走行しておるジオタクの車両と同等のものを購入することとしております。

4月25日指名競争入札により納入業者は決定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 指名競争入札で業者を選定するということでありましたけれども、車の所有者というのは、どこが所有していくのか、これについて説明願います。

○委員長（猶野智和君） 中島地域振興課長。

○地域振興課長（中島紀子君） 岡山委員の御質問に御回答いたします。

車両については、車両の所有は市であります。

運行は事業者へ委託することとなります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 非常に単純なことをお伺いします。

第4条旅客運送を利用しようとするものは、別表に定める使用料を納付しなけれ

ばならないっていうのは、これはバスに乗るときのための駐車料のことでしょう。その第4条の別表ですよ、ここに市内に住所を有する者と、市外に住所を有する者に分けてあります。

例えて言えば、70歳以上の者を、市内に住所を有する者は100円、市外に住所を有する者が200円というふうになってますね。例えばですよ、バスを利用する方が市外の方であった場合、私は市外に住んでることを何で証明するんか。そして市内の方の場合やったら100円で済むわけですから、市内の方は、そしたら市内に住んでるという証明はどこで確認するのか。その承認、了承の過程をどういうふうにご考えておられるか教えていただきたいです。

○委員長（猶野智和君） 中島地域振興課長。

○地域振興課長（中島紀子君） ただいまの村田委員の御質問に御回答いたします。

運賃の額につきましては、あんもないと号の代替交通手段であることから、あんもないと号と同額に設定することとしております。

この別表にあります、70歳以上の市内の高齢者——市内の70歳以上の者が100円、市内中学生以下が無償、無料ということは、今現在、高齢福祉課と教育委員会と協議をしておりますが、福祉課と協議をしておりますが、乗車証をというものを、証明となる乗車証をお配りをして、乗車証を持って、70歳、市内の70歳以上、市内の中学生以下ということ、運転士が判別できるようにと考えております。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 中島課長よく分かりました。そうすると市内に住んでおられる方については、利用される証明書、前もって送付されるかどうか分からないけども、お手元に届くようにしちよって、それを提示すれば、市内料金で安く、もしくは無料で利用できると。それを持ち得ない方は、もう市外の方というふうに認定をして、高いほうの料金を徴収するということですね。はい、了解しました。結構です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。坪井委員。

○副委員長（坪井康男君） 私も、シンプルな質問です。

この形は、もう既に全国的に大変普及している仕組みなんではないでしょうか。それとも、非常に、美祿市にとってユニークな仕組みなんではないかという、単純な質問で

す。

それでね、もうバスとかタクシーとか、私みたいな年寄りはその頭しかないんですがね、何かいろんなあんもないと号とか、何とか号とかね、新しい仕組みができてますよね。それぞれの何か次々に手を替え品を替えていう、そんな感じがするんですけどね、まず1点目は、そもそもこういう形は、もう極めて一般的な形で採用されているものか。

それから、私は不勉強でよく分からんけど、あんもないと号とか何とか、ああいうのではカバーできないことなのか、そもそも論が私が頭に入ってないんでね、市民の皆さんも、この話聞いて、ああそういうことかと分かるように説明をお願いします。

○委員長（猶野智和君） 中島地域振興課長。

○地域振興課長（中島紀子君） 坪井副委員長の御質問に御回答いたします。

自家用有償旅客運送という制度につきましては、自家用有償旅客運送とは、バス、タクシーのみでは、十分な移動サービスが提供されない過疎地域等において、住民等の日常生活における移動手段を確保するために、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO法人等が自家用車を用いて、有償で運送する仕組みです。

このたびの自家用有償を実施する路線ですが、他のあんもないとですとか、ジオタクシーですとか、そういうもので代用ができないかという御質問ですけども、このたびの2路線は、あんもないと号が廃止になることが決まりましたので、その代替手段として実施するものです。

通常、バス路線等が廃止になったときには、地域の皆様の御利用の状況を確認いたしまして、通勤、通学がある場合には、できるだけ、現状の交通手段を維持するようにということで考えておりますので、例えば、ジオタクシーを代わりに走らせるということになりますと、ジオタクシーというのは、乗り合いデマンド型の乗り合いタクシーですので、予約が必要で、毎日、運行ではないことから、このたびはバス路線の、通常のバス路線の廃止に伴う実施ということで、そのサービスを維持するために、自家用有償旅客運送といって、市が運営する車両を運行业者をタクシー業者等に委託して、市民の皆様の交通手段を確保するものでございます。

説明は以上となります。すみません。他市の状況を――他県の状況を申し上げます。お待たせして申し訳ありません。県内自治体で導入しているところは、下関市、



山口市、周南市など6市4町で、現在導入されております。

で、自家用有償旅客運送ですと、有償で人を輸送する場合には、運転士に通常は、2種免許の取得が求められます。ただし、自家用有償旅客運送で行う場合には、指定された講習を受講した一種免許の取得者でも可能でありますことから、現在、課題であります、運転手の確保についても大きくハードルが下がるものと思いますので、今後、自家用有償ということも、地域の交通手段の1つとして検討していくことがあるのではないかと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） これどっかに書いてあると思いますが、これ使うとき、どんな方法で、お願いすればよろしいんでしょうかということです。

○委員長（猶野智和君） 中島地域振興課長。

○地域振興課長（中島紀子君） 坪井副委員長の御質問に御回答いたします。

自家用有償で、このたび走らせます車両については、通常のあんもないと号と同じ形になりますので、バス停で時刻表がございます。そのバスを待つように、バス停で乗っていただくようになります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。山中委員。

○委員（山中佳子君） このたび財源更正ということで、公共交通対策費の使用料及び手数料が68万4,000円が出ておりますが、これがあんもないと号に変わる、今度受けられる事業者へ渡されるお金だと思えますけれども、これ今から半年の間ですので、ひと月10万円ぐらいだと思えますけれども、それとこの乗車賃で、採算は合うのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 中島地域振興課長。

○地域振興課長（中島紀子君） 山中委員の御質問に御回答いたします。

このたび、歳入補正予算で計上しております68万4,000円につきましては、乗車される方の使用料ということで、歳入予算を計上しております。委託業者にお支払する委託料ですとか、そういったね、あと、車両の燃料費ですとか、そういったものは、当初予算の歳出予算に計上しております。

説明は以上です。

採算が合うのかという御質問ですが、財源について少し御説明させていただきます。

総事業費のうち、車両の2台分の購入費については、特定財源として国庫補助金が2分の1で、残りは、過疎対策事業債が2分の1充当されております。

そのほかの運行业者にお支払いする業務委託料、車両保険料、燃料等の経費につきましても、今申しました国庫補助金の2分の1の補助がございます。その補助金を差し引いた額の8割程度が特別交付税で措置されます。

委託業者への業務委託料は、このたび、公募型のプロポーザル方式で業者を決定しておりまして、こちらの仕様書、要綱等で、委託、運行が可能な金額等出しておりますので、委託業者の方が運行できる金額をお支払いする——お支払いすることとなっております。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） もうこの事業者に対しましては入札が終わっているということですが、どのぐらいの事業者が応札されたのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 中島地域振興課長。

○地域振興課長（中島紀子君） 山中委員の御質問に御回答いたします。

プロポーザル方式により、運行业者を選定をいたしました。が、応募があったのは市内のタクシー業者の3業者です。

そのうち、路線が2路線ありますので、それぞれ1路線ずつ別のタクシー業者が選定されまして、今優先交渉権ということで決定しております。

説明は以上となります。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第52号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○委員長（猶野智和君） 次に、議案第53号美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。早田美東総合支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） それでは、議案第53号は、美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の廃止についてであります。

美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議は、美東・秋芳の新総合支所庁舎の整備に関する事項の審議及び検討することを目的に設置されたものであります。

総合支所庁舎の整備にあたっては、専門的な知識と経験を有する委員の方々から様々な御意見や御助言をいただいておりますが、本会議の所掌事務が完了したことから、このたび、美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第53号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号美祢市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。坪井消防本部次長。

○消防次長（坪井明信君） それでは議案第54号について御説明いたします。

今回の条例改正は、元となります総務省、消防庁が示す火災予防条例の例、さらに、その基準となる省令が改正されたことによるものでございますが、当該省令が改正された経緯について御説明させていただきます。

まず、急速充電設備でございますが、現在、自動車の急速充電設備は、出力200キロワットを超えるものについては、変電設備であるとされ、強い規制の中にあります。

一昨年にも改正がされ、上限を200キロワットに引上げておりましたが、より高い充電能力のニーズが高まっていることから、その使用形態を自動車などに特化させ、安全性を高めたものにする事で、それらに限って、急速充電設備として取扱われるよう、規制を改められたものであります。

なお、改正部分の安全性については、総務省、消防庁で設立されました検討部会によって、確認がされているものであります。

次に、喫煙場所等に掲げる図記号についてでございますが、令和元年に改正された健康増進法では、喫煙場所等に日本のJIS規格の図記号の掲示が義務化されました。

一方、火災予防条例では、それ以前から国際規格ISOの図記号に非常に似たデザインのもを規定し、掲示を義務づけておりました。

ゆえに、双方の法令で意味を同じとしながら、異なる図記号の掲示が求められ、掲示の重複を必要としておりましたので、図記号は規格のものを使うこととし、国際、国内のどちらのものを掲示してもよいように改正されたものであります。

説明は以上になります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第54号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。少々お待ちください。ここですね、戻りました。はい。それでは続けます。

次に、議案第59号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。泉消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（泉 雅文君） 議案第59号財産の取得について御説明させていただきます。

はじめに、財産取得します災害対応特殊消防ポンプ自動車について御説明いたします。

美祢市消防本部に配備する緊急車両については、国の定める消防力の整備指針に基づき整備しており、火災消火活動等で運用する消防ポンプ自動車は、美祢地域を管轄する美祢市消防署に3台、美東、秋芳地域を管轄する美祢市消防署東部出張所に2台を配置することとしております。

今回更新する車両は、東部出張所に、平成13年度に整備したもので、運用開始から22年を経過し、本体車種の経年劣化、エンジン及びポンプの疲労度等から、今後起こりうる災害活動において、確実性、安全性を確保することが困難になりつつある状況であり、更新整備を行うものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

記として契約書抜粋を記しております。

1の財産取得につきましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車一式であります。2の取得金額は、4,370万3,000円で、これには消費税及び地方消費税分397万3,000円を含んでおります。3の契約の方法につきましては、県内の消防ポンプ自動車取扱い事業所による指名競争入札といたしました。4の契約の相手方につきましては、去る5月22日に執行しました入札において落札いたしました、山口市に所在します株式会社クマヒラセキュリティ山口支店との契約であります。

次に、参考資料を御覧いただき、取得財産の概要について御説明いたします。

整備する災害対応特殊消防ポンプ自動車であります。機装メーカーは株式会社モリタ、車体は日野自動車製ディーゼルエンジンを搭載したマニュアルトランスミッション、四輪駆動方式、乗車定員は5人です。

次に、装備及び積載資機材として、A2級ポンプほか、活動用資機材を列記して

おります。

納期は令和6年3月22日とし、完成後の配備場所につきましては、検収後美祢市消防署東部出張所としております。

なお、このたびの整備事業には財源として、緊急援助隊設備整備費補助金1,034万円、消防施設整備事業債3,330万円を予定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 特殊な消防車ということですが、特殊っていうのを分かりやすく説明をしてください。

○委員長（猶野智和君） 泉消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（泉 雅文君） 坪井副委員長の御質問にお答えします。

こちらの災害対応特殊消防ポンプ自動車ということですが、こちらは補助金をいただく際のメニューに記載される要綱でありまして、実際には、通常と変わらない形のものを購入するという、また、緊急消防援助隊等に活動する際に、特殊であるという形で記載条項の中に、要綱の中に示されているものとさせられているものです。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） もっと簡単に言って、特殊でもありませんというのならそれはそれでいいんだけど、素人が分かるように言ってくださいませ。

○委員長（猶野智和君） 泉消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（泉 雅文君） 坪井副委員長の質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、これは補助金に対するメニューでございますので、特に特殊ということではございません。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回災害対応特殊消防自動車ポンプ車の使用期間、22年ということで、結構長いなと感じました。

それと、これを整備を維持管理をきちんとしていけば、もっと長く使えるかどうか

かということと、そして、といっても、時代の趨勢とともに、新しい性能のポンプ車がついてくると思いますので、そういったところを鑑みていったら、やっぱり22年というのが適切なかどうか、維持管理すれば、長く使えるかどうか。そうなる  
と機能が古くなる。その辺も併せて、22年というのが適切なかどうか、この辺の判断はどのように見ておられるか、お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 泉消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（泉 雅文君） 岡山委員の御質問にお答えします。

当消防本部の車両の整備計画というものがあまして、これは消防車両につきま  
しては、20年以上ということになっております。20年間、今回22年たつての整備と  
なりましたけれども、整備等につきましては、適正に行われているものとしており  
ますけれども、やはり経年劣化等、また、先ほどありましたようにシャーシの痛み、  
また、ポンプの性能の疲労度等を考えますと、適正な更新年月ではないかと考えて  
おります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それで、実際のところ、まだ使おうと思ったら使えると、よ  
り一層の安全のために、こういった対応をされたと判断しております。

それで、こういった今使ってる機種については、いろいろ日本の貢献をしていく  
ために、開発途上国等に送って、そういった国のために、さらに活躍していただく  
ということで、そういった対応というのは何か形が決まってですね、送っているか  
どうか、その辺について最後お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 車両については、その時々車両の状態によって、予備車  
にすることや、それから業者による引取り、また発展途上国に移送する場合もあり  
ます。

消防本部においては、全はしご車については、ペナンのほうに、日本外交協会を  
通して寄贈しておりますが、寄贈する場合の車体についてもいろいろな条件があり  
ますので、走行距離や経過年数等の条件に合致した場合は、寄贈についても選択枠  
の1つだと考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第59号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で付託されました議案7件につきまして、審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから所管事項につきまして、何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時17分閉会

---



上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月22日

総務企業委員長